

14.03

分割前の意匠登録出願の最初の願書及び願書添付の図面に記載された意匠の範囲外のことを要旨とする分割による新たな意匠登録出願の出願日とその取扱い

分割による新たな意匠登録出願（意10条の2）が、もとの意匠登録出願の最初の願書の記載及び願書に添付した図面に記載された意匠の範囲外のことを要旨とするときは、分割による新たな意匠登録出願のされた日を出願日として審査を進める。

この場合には、その旨を審査官名で意匠登録出願人に通知する。